

寿都町肺炎球菌ワクチン接種実施要綱

(目的)

第1条 町が実施する予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規程による高齢者肺炎球菌感染症の予防接種及び任意の肺炎球菌ワクチン接種（以下「予防接種」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(予防接種の受けることのできる者)

第2条 対象者は、町内に住所を有する次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規程による対象者（以下「定期接種対象者」という。）

(2) 65歳以上の者で前号に掲げる定期接種対象者以外の者

(予防接種の申し込み)

第3条 対象者で、予防接種を受けようとする者は事前に町に申し込みしなければならない。町は、申込者に対し事前に予診票を交付するものとする。

(予防接種の実施)

第4条 予防接種を受けようとする者は、別に町が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に対し予診票を提出し、予防接種を受けるものとする。

2 指定医療機関以外で予防接種を受けようとする者については、その医療機関の指示により接種を受けるものとする。

(ワクチンの種類と費用)

第5条 接種にかかる費用の助成については、次のとおりとする。

(1) 町はニューモバックス1回目の対象者の接種にかかる費用について、接種に要した費用の1/2以内の額とし、町負担分を1回につき上限3,500円とする。

(2) 町はニューモバックス1回目の接種から5年以上経過している者で、医師が必要と認めた2回目の接種対象者の接種にかかる費用については、課税世帯は3,000円、生活保護世帯及び非課税世帯は5,000円を助成する。

(3) 町はプレベナーの対象者の接種にかかる費用について、接種に要した費用の1/2以内の額とし、町負担分を上限5,000円とする。

2 生活保護受給者及び非課税者の該当者か否かの調査については、町へ申し込みをしたときに同意を得るものとする。

(費用の請求等)

第6条 指定医療機関は、委託契約書による委託料を請求するものとする。なお、請求書には、予診票を添付するものとする。

2 町長は、対象者が第4条第2項により予防接種を受けた場合は、別記様式予防接種料金償還払申請書に領収書及び予診票を添付し、町長に申請するものとする。

(費用の支払い)

第7条 町長は前条第1項の規定による請求を受けたときは30日以内に、これを支払うものとする。

(健康被害の処理)

第8条 予防接種に起因する健康被害が生じたときは、第2条第1号に規程する者については、予防接種法第12条に基づき処理し、第2条第2号に規程する者については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度に基づき処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月22日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別記様式（第6条関係）

予防接種料金償還払申請書

年 月 日

寿都町長 様

住所 寿都郡寿都町字

氏名 ㊞

税資料開示同意印 ㊞

予防接種料金の支給を受けたいので証拠書類を添えて申請します。

記

接種者	住所	寿都郡寿都町字 町		電話番号			
	氏名			生年月日	年 月 日		
医療機関	名称						
	所在地						
医療機関等の発行した領収書		円					
支払先	金融機関						
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義						
決定欄	下記のとおり決定することとしてよろしいか伺います。	決定年月日	課長	主幹	係長	係	
内訳	・生活保護 ・その他	償還金額	円				
摘要	○予防接種名 () ○添付書類 ・領収書の原本または写し ・予診票の原本または写し						